

○定期報告を要する特定建築設備等の報告時期一覧

国が政令で定める特定建築設備等				報告の年度						
	特定建築設備等の種類	報告の時期		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1	昇降機 ・エレベーター(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第138号)第12条第1項第6号に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。) ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(昇降路のすべての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。)	当該特定建築設備の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日(平成28年6月1日前に設置した小荷物専用昇降機については、当該小荷物専用昇降機を設置した日。)の属する月に相当する毎年の当該月の前1月間		○	○	○	○	○	○	○
		市建築基準法施行細則第9条第2項第1号								
		※1 小荷物専用昇降機については、経過措置あり		●		○	○	○	○	○
2	防火設備(外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。) ・政令で定める定期報告を要する建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備	毎年7月1日から12月31日まで		●		○	○	○	○	○
		市建築基準法施行細則第9条第2項第2号								
		※1 防火設備については、経過措置あり								
3	準用工作物(昇降機等) ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。) ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	毎年4月1日から5月31日まで		○	○	○	○	○	○	○
		市建築基準法施行細則第9条第3項								

※1 小荷物専用昇降機及び防火設備(第一条の規定の施行の際に存するもの又は施行日から平成29年5月31までの間に建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項(いずれも同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)

報告の年度欄の●は、経過措置が適応されるものに限る。

特定行政庁(高松市)が指定する特定建築設備等				報告の年度						
	特定建築設備等の種類	報告の時期		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1	建築設備 政令で定める定期報告を要する特定建築物及び高松市が指定する特定建築物に設けられる以下の建築設備 ・機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備に限る。) ・排煙設備(法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。) ・非常用の照明装置で予備電源を別置きしたもの(法第35条の非常用の照明装置に限る。)	毎年7月1日から12月31日まで(建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)第1に規定する検査の項目については、前回の報告を行った日の属する年の翌年からその2年後の年までのいずれかの年の7月1日から12月31日まで)		○	○	○	○	○	○	○
		市建築基準法施行細則第9条第2項第3号								